

## 五監公告第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年11月28日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

税務課（地域振興課の税務課に属する業務を含む）

### 3. 監査の範囲

平成25年度の財務に関する事務の執行

### 4. 監査の実施期間

平成25年10月30日～平成25年11月26日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

## (1) 指摘事項

- ① 特定非営利活動法人の課税において、不適切な事例が見受けられた。市税条例に基づく適正な事務処理に努められたい。
- ② 使用していない備品が多数見受けられたので、有効活用・利用の促進を図り適正な管理に努められたい。現在の保管場所の有効利用についても検討されたい。

## (2) 所見

近年、税源移譲がされている状況下において、市の財政の根幹をなす市税収入の確保が急務となっている。

市税等が平成24年度末で10億4,500万円余りの滞納となっており、100万円以上の高額滞納者が個人、法人合わせて220人余りとなっている。高額滞納者の処分状況は分納誓約中が101件、差押件数は34件、交付要求が4件、執行停止が47件、参加差押1件、その他が42件となっている。早期に滞納整理に着手し、早期滞納処分を行うなど債権確保に努める必要がある。

本年度、コンビニ収納制度の導入に向けて準備を進めているが、今後の全体的な収納体制を整えるとともに、市民に対して納税意識の高揚につながるよう意識啓発に努め、収納率の向上を図られるよう望むものである。